

前回の審議会の議案（事業見直し）における各委員の意見及び市の回答

令和 6 年度第 2 回入間市障害者福祉審議会における、「入間市障害者福祉事業の見直しについて（入間市重度心身障害者福祉手当給付事業）」に関する各委員からの意見及び市の回答等について、要約したものが以下の通りです。

○令和 5 年度のいるまドックにおいて要改善との判定だが、現在の手当額 6 千円では、障害者福祉事業の安定的・継続的な運営がひっ迫するということか。

→現在、国や県の負担金、補助金に市が金額を上乗せしている事業、また市が対象を広げている事業について見直しが求められており、行政改革の一環として行うもの。

○当該事業の見直し案で削減できる金額は？

→令和 5 年度決算で計算した場合、3, 6 9 0 万 6 千円の減額となる。

○いるまドックで、他に要改善となった事業は？

→生活サポート事業は、書類審査等による一次査定で要改善となっている。二次査定で要改善と判定された事業は、入間万燈まつり事業、健康福祉センターの集団健診実施事業、移動図書館やまばと号運営事業等である。

○いるまドックについて、詳しく教えてもらいたい。

→「価値を生み出す行政改革」として、D X の視点も踏まえて事務事業の評価と見直しを重点的に進めることを目的としている。対象事業は、市民生活に直接的に大きな影響を与えている事業を優先し、事業の妥当性・有効性・効率性等の観点及び D X の視点から選定している。二次査定では、市長、副市長、部長職、外部アドバイザーを委員とし、事業の担当部署を交え、議論が行われる。

○市の財政が厳しいから１千円の上乗せを廃止することについて、手当を受給されている方がどう感じるか。福祉が後退するように感じる。

→一人で見ると月１千円、年間で１万２千円だが、事業全体では３千万円以上の金額となることから、見直しはやむを得ないものと考えている。

○示されているスケジュールは、この見直しを進めたいとする担当課の強い意志の表れか。

一律で月額１千円の減額案だが、障害者手帳１級の方は６千円のままにする等の検討はできないか。

→当該事業の見直しは、行わざるを得ないものと考えている。そのため、今日を含めた今年度３回の審議会で諮問から答申まで行いたいと考えており、委員の皆様にはご理解いただけるよう対応したい。

また、手当額や給付対象については、県の補助基準に合わせたいと考えている。なお、県の補助基準に合わると療育Ｂは対象外だが、本市の子育て支援策の一つとして、２０歳の誕生日まで給付対象としたいものである。

○特別障害者手当を受給できる障害者手帳の等級は？

→特別障害者手当は国の手当で、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の２０歳以上の方に支給されるもので、障害者手帳の有無ではなく、所定の診断書の審査により認定される。

○近隣市と比較をしても、今回の見直しは後退というイメージが強く、また他の手当を見ても近隣市の方が入間市より手厚いように感じる。今回の見直し後、更なる見直しとして金額の引き下げや療育Ｂを給付対象外とする等の懸念がされる。

→支給額の引き下げや事業の縮小・廃止は、マイナスのイメージに繋がり、特に事業の対象が高齢者や障害者であれば、より強くなることは承知している。今後も更なる見直しを求められる可能性はあるが、担当課としては、今回の見直し案以上の削減や縮小をする考えはなく、そうならないよう努めていく。

○今回の見直しについて、パブリックコメントを実施する考えはあるか。今回の見直しはマイナスイメージが大きく、現在の内容を継続していくべきと考える。新たな施策や代替となる事業の提案等ができれば、マイナスイメージも多少は軽減されると思う。

→現在、市全体で事業の見直しを行っているが、他の部署でもパブリックコメントを実施しておらず、この見直しについても行う考えはない。

○対象者の声も聴いて、この事業見直しの判断をしてほしい。

→この手当は、住民税非課税の方に対して支給しており、手当額の削減で収入減となることによる日常生活への影響があることは認識している。障がい者福祉プラン策定に係るニーズ調査でも、収入が少ない、生活が苦しいとの声があり、この物価高の状況の中で、手当額を減らさなければならないタイミングの悪さは理解している。しかしながら、市全体で色々な事業の見直しが求められ、福祉部門はマイナスイメージになるから見直しはしないと言えるような状況ではなくなっている。

○所沢市の当該手当の月額、1万6千円だったものが1万2千円となり、現在は9千円になったはずである。近隣市の手当額の推移を調べ、比較することで、委員の理解を得る材料になるのではないか。

→近隣の所沢市、狭山市、飯能市、日高市へ確認した結果及び入間市の変遷が以下のとおり。

・所沢市

H30.7 まで	H30.8～R 元.7	R 元.8～R2.7	R2.8～現在
11,500 円	10,500 円	9,500 円	9,000 円

・狭山市 平成22年1月以降は変更していない。(月額7,000円)

・飯能市 平成18年4月以降は変更していない。(月額5,000円)

・日高市 平成17年以降は変更していない。(月額5,000円)

・入間市 昭和44年以降 月額500円→800円→1,000円→2,000円→3,000円→5,000円
対象は20歳未満の障害児の保護者。

昭和53年4月 月額6,000円に改正

昭和54年4月 当該条例を廃止し、対象要件を20歳未満とする条例を制定。
月額6,000円。

昭和54年10月 対象年齢を全年齢に拡大。20歳未満月額6,000円。20歳以上月額4,500円

昭和56年1月 20歳以上月額4,500円を5,000円に改正。

昭和56年4月 全年齢を月額6,000円に改正。